令和８年10月21日（水）
午前10時30分
議会棟５階　第２委員会室

教育委員会定例会

議　　案　　書

傍聴人
閲覧用

退席時はご返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第35号　職員の分限処分について

報告第36号　職員の分限処分について

報告第37号　令和８年度寝屋川市教育委員会事務局人事について

議決事項

議案第35号　職員の分限処分について

議案第36号　寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

議案第37号　指定校変更・区域外就学許可基準の改正について

議案第38号　令和９年度小学生すくすくウォッチについて

署名人

荒木教育長

中村委員

10月教育委員会一般事務報告

（10月１日～10月21日）

月	日	曜	行事名	内容	場所
10	2	金	大阪府都市教育長協議会	定例会	大阪市
	3	土	中学校体育大会（12校）	体育大会	市立全中学校
	7	水	予算決算常任委員会（文教生活分科会）	決算審査	議会棟４階　第１委員会室
	8	木	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	10	土	幼稚園運動会（２園）	運動会	市立全幼稚園
	16	金	予算決算常任委員会（全体会）	総括質疑、討論、採決	議会棟４階　第１委員会室
	17	土	小学校運動会（23校）	運動会	市立全小学校
	21	水	教育委員懇話会		議会棟４階　第Ⅰ・Ⅱ会議室
			教育委員会定例会		議会棟５階　第２委員会室
			総合教育会議		議会棟５階　第２委員会室

10月・11月教育委員会行事計画書

（10月22日～11月30日）

月	日	曜	行事名	内容	場所
10	22	木	近畿都市教育長協議会（～23日）	研究協議会	兵庫県小野市
	27	火	学校訪問		第三中学校
			北河内地区教育長協議会	会議	大東市
	28	水	校長役員会	11月校長会案件について	総合教育研修センター
11	5	木	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	12	木	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	13	金	近畿市町村教育委員会研修大会	研修会	オンライン
	14	土	第八中学校創立50周年記念式典	式典	第八中学校　体育館
			オーサービジット講演会	講演会	アルカスホール
	18	水	北河内地区教育委員会委員研修会	研修会	交野市
	19	木	学校訪問		和光小学校
			大阪府都市教育長協議会	秋季研修会	四條畷市
	25	水	教育委員懇話会		本庁２階　特別会議室１
			教育委員会定例会		議会棟５階　第２委員会室
	27	金	校長役員会	12月校長会案件について	総合教育研修センター

報告第35号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第３条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和８年10月21日提出

寝屋川市教育委員会
教育長　荒木　和美

辞　令

寝屋川市教育委員会職員

[redacted]

地方公務員法第２８条第２項第１号の規定により

令和９年１月８日まで休職を命ずる

令和８年10月９日

寝屋川市教育委員会

報告第36号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第３条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和８年10月21日提出

寝屋川市教育委員会
教育長　荒木　和美

辞　令

寝屋川市教育委員会職員

[redacted]

地方公務員法第２８条第２項第１号の規定により

令和９年１月15日まで休職を命ずる

令和８年10月16日

寝屋川市教育委員会

報告第37号

令和８年度寝屋川市教育委員会事務局人事について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第３条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和８年10月21日提出

寝屋川市教育委員会
教育長　荒木　和美

令和８年10月１日付け発令（異動）

異　動　内　容	異　動　職　員	
	氏　　名	現所属・補職等
教育委員会事務局学務課	森川　房子	上下水道局経営総務課
総務部人事室付	吉田　侑乃	教育委員会事務局学務課

令和８年10月１日付け発令（採用）

氏　名	配　　属　　先　　等	備　考
藤井　大	教育委員会事務局学務課	新規採用

議案第35号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第２条第６号の規定により、別紙のとおり分限処分を行うことについて、教育委員会の議決を求める。

令和８年10月21日提出

寝屋川市教育委員会
教育長　荒木　和美

辞　令

寝屋川市教育委員会職員

[redacted]

地方公務員法第２８条第２項第１号の規定により

令和８年11月25日まで休職を命ずる

令和８年10月26日

寝屋川市教育委員会

議案第36号

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和８年10月21日提出

寝屋川市教育委員会
教育長　荒木　和美

提案理由

大阪府において令和９年４月から新たな職「主務教諭」が制度化されることに伴い、寝屋川市教育委員会が所管する学校に同職を設置するための規定整備及び関係職種との役割整理等を図るため。

寝屋川市教育委員会規則第　　号

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年寝屋川市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第３条の２の見出しを「(教諭(指導専任)等)」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第１項の場合において、教育委員会が必要と認めるときは、第２項の規定にかかわらず、その職名は、主務教諭(指導専任)とする。

５　前項の場合においては、第３項に規定する職務を行うほか、命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

第３条の３第２項中「教諭」を「主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭、教諭」に改める。

第３条の４第２項中「教諭」を「主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭、教諭」に、「これ」を「これら」に改める。

第４条に次の１項を加える。

４　学校に、司書教諭を置く。ただし、学級の数が11以下の学校にあつては、この限りでない。

第４条の２に次の１項を加える。

６　司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に係る専門的職務に従事する。

第４条の３第１項中「教諭」を「指導教諭、指導養護教諭、教諭」に改め、同条第２項中「教諭」を「指導教諭又は教諭」に改め、同条第３項中「前２項」を「前３項」に、「及び進路指導主事」を「、進路指導主事及び司書教諭」に、「教諭」を「指導教諭又は教諭」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　司書教諭は、司書教諭講習を修了し有資格者となつた首席（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる首席を除く。）、指導教諭、主務教諭又は教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

第４条の４第２項中「教諭」を「指導教諭又は教諭」に改める。

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則

NO. 1

改　正　案	現　　行
(教諭(指導専任)等) 第３条の２　（略） ２　（略） ３　（略） ４　第１項の場合において、教育委員会が必要と認めるときは、第２項の規定にかかわらず、その職名は、主務教諭(指導専任）とする。 ５　前項の場合においては、第３項に規定する職務を行うほか、命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。	(教諭(指導専任)　) 第３条の２　（略） ２　（略） ３　（略） （新設） （新設）
(首席) 第３条の３　（略） ２　首席は、主幹教諭とし、主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭をもつて、これに充てる。 ３　（略） ４　（略）	(首席) 第３条の３　（略） ２　首席は、主幹教諭とし、　　教諭、養護教諭又は栄養教諭をもつて、これに充てる。 ３　（略） ４　（略）
(指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭) 第３条の４　（略） ２　指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭は、それぞれ、主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭、教諭、	(指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭) 第３条の４　（略） ２　指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭は、それぞれ、　　教諭、

改　正　案	現　　行
養護教諭又は栄養教諭をもつて、これらに充てる。	養護教諭又は栄養教諭をもつて、これ　に充てる。
3　（略）	3　（略）
4　（略）	4　（略）
(教務主任等)	(教務主任等)
第４条　（略）	第４条　（略）
2　（略）	2　（略）
3　（略）	3　（略）
4　学校に、司書教諭を置く。ただし、学級の数が11以下の学校にあつては、この限りでない。	（新設）
(教務主任等の職務)	(教務主任等の職務)
第４条の２　（略）	第４条の２　（略）
2　（略）	2　（略）
3　（略）	3　（略）
4　（略）	4　（略）
5　（略）	5　（略）
6　司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に係る専門的職務に従事する。	（新設）
(教務主任等の発令)	(教務主任等の発令)
第４条の３　保健主事は、指導教諭、指導養護教諭、教諭又は養護教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。	第４条の３　保健主事は、　教諭又は養護教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。
2　生徒指導主事及び進路指導主事は、指導教諭又は教	2　生徒指導主事及び進路指導主事は、　教

改　正　案	現　　行
論のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。 3　司書教諭は、司書教諭講習を修了し有資格者となつた首席（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる首席を除く。）、指導教諭、主務教諭又は教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。 4　第４条に規定する教務主任等のうち、前３項に規定する保健主事、生徒指導主事、進路指導主事及び司書教諭以外の主任等は、指導教諭又は教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。 （その他の主任等） 第４条の４　（略） 2　前項に規定する主任等は、指導教諭又は教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。 附　則 この規則は、令和９年４月１日から施行する。	論のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。 （新設） 3　第４条に規定する教務主任等のうち、前２項に規定する保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事以外の主任等は、教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。 （その他の主任等） 第４条の４　（略） 2　前項に規定する主任等は、教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

議案第37号

指定校変更・区域外就学許可基準の改正について

指定校変更・区域外就学許可基準を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和８年10月21日提出

寝屋川市教育委員会
教育長　荒木　和美

提案理由

家庭の事情に伴う転居時における児童生徒の学びの継続性や心理的安心感を確保するため。

指定校変更・区域外就学許可基準の改正

改正概要

特別な事情により指定された小・中学校を変更する場合や、市外に居住する児童生徒が寝屋川市立の小・中学校へ就学を希望する場合、保護者からの申し立てに基づき、指定校変更・区域外就学許可基準に沿って「指定校変更」や「区域外就学」を許可している。

今般、こどもファーストの視点から最適な学びの機会を確保するとともに、家庭の事情に伴う転居時における児童生徒の学びの継続性や心理的安心感を確保するため、指定校変更・区域外就学の許可基準の改正を行う。

指定校変更・区域外就学許可基準（改正後案）

(1) 許可基準

	事由	期間
1	他の通学区域に転居する場合で、引き続き在学している学校に就学を希望する場合	必要とする期間（卒業まで）
2	他の通学区域に転居することが確実なため、あらかじめ転居先の学校に就学を希望する場合	必要とする期間（各学期末まで）
3	家屋の新築又は改築のため、他の通学区域にある仮住まいから通学を希望する場合	必要とする期間
4	保護者の入院等により、一時的に他の通学区域に転居する場合	必要とする期間
5	個別指導型学級への入級	必要とする期間
6	小学校を卒業するまでの間指定校変更を受けた中学校就学予定者が、当該小学校と同一の通学区域にある中学校に就学を希望する場合	必要とする期間（卒業まで）
7	特に、教育的配慮を要するものでやむを得ないとみとめられる場合	必要とする期間

(2) 許可条件

① 通学距離及び交通事情等において、通学に支障がない範囲であること。

【通学方法】小学生：原則、保護者による送迎
中学生：原則、徒歩又は公共交通機関の利用

② 保護者が通学上の安全を確保し、通学途上において事故が発生した場合、責任をもって対処すること。

③ 他市町村に係る場合は、相手市町村との区域外就学協議が成立すること。

④ 事由が解消、変更した場合は直ちに届け出ること。

⑶ 施行日

令和９年４月１日

指定校変更・区域外就学許可基準

No. 1

改　正　案

(1)　許可基準

	事由	期間
1	他の通学区域に転居する場合で、引き続き在学している学校に就学を希望する場合	必要とする期間（卒業まで）
2	他の通学区域に転居することが確実なため、あらかじめ転居先の学校に就学を希望する場合	必要とする期間（各学期末まで）
3	家屋の新築又は改築のため、他の通学区域にある仮住まいから通学を希望する場合	必要とする期間
	【削除】	
4	保護者の入院等により、一時的に他の通学区域に転居する場合	必要とする期間
5	個別指導型学級への入級	必要とする期間
6	小学校を卒業するまでの間指定校変更を受けた中学校就学予定者が、当該小学校と同一の通学区域にある中学校に就学を希望する場合	必要とする期間（卒業まで）
7	特に、教育的配慮を要するものでやむを得ないとみとめられる場合	必要とする期間

現　　行

(1)　許可基準

	事由	期間
1	最終学年（小学校６年生、中学校３年生）における住所移転によるもの	必要とする期間（卒業まで）
2	新学期当初における移転予定 ※転居先校区の学校へ転居前に就学	必要とする期間（各学期末まで）
3	家屋の新・改築に伴う仮住まいからの通学	必要とする期間
4	同一年度中に再転校がともなうもの	必要とする期間
5	保護者の入院等による一時的な転出・転居	必要とする期間
6	個別指導型学級への入級	必要とする期間
	【新設】	
7	特に、教育的配慮を要するものでやむを得ないとみとめられる場合	必要とする期間

改　正　案	現　　行
(2)　許可条件 【削除】 ①　通学距離及び交通事情等において、通学に支障がない範囲であること。 【通学方法】小学生：原則、保護者による送迎 中学生：原則、徒歩又は公共交通機関の利用 ②　保護者が通学上の安全を確保し、通学途上において事故が発生した場合、責任をもって対処すること。 ③　他市町村に係る場合は、相手市町村との区域外就学協議が成立すること。 ④　事由が解消、変更した場合は直ちに届け出ること。	(2)　許可条件 ①　学校の了解が得られること。 ②　通学距離、交通事情など常識的に通学可能な範囲であること。 ③　保護者が通学上の安全を確保し、通学途上において事故が発生した場合、責任をもって対処すること。 ④　他市町村に係る場合は、相手市町村との区域外就学協議が成立すること。 ⑤　事由が解消、変更した場合は直ちに届け出ること。

議案第38号

令和９年度小学生すくすくウォッチについて

令和９年度小学生すくすくウォッチへの参加について決定するため、教育委員会の議決を求める。

令和８年10月21日提出

寝屋川市教育委員会
教育長　荒木　和美

提案理由

市教育委員会や各学校が児童の学力や学習状況を把握し、その改善を図るとともに、指導や学習状況の改善等に役立てるため。

令和９年度 小学生すくすくウォッチ　実施要領

1　趣旨・目的

子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力及び問題発見・解決能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的とする。

その目的を達成するため、小学生すくすくウォッチの実施を通して、子ども、家庭、学校、市町村教育委員会、大阪府教育委員会は、問題及びアンケートの結果や分析等から、以下の取組みの充実に努める。

(1)　児童

自分の学びをふりかえり自らの強みや弱みなどを知って新たな目標をたて、強みをのばすことや課題を克服すること等に取り組む。

(2)　家庭

子どもの伸びや課題を知り、子どもを誉め、励ます等によって、子どもを支援する。

(3)　学校

①　教員が、子ども一人ひとりの学びに対する思いや強み弱みを知り、一人ひとりの実態に合わせた指導を行う。

②　教員が、授業等の指導改善を図る。

③　教員が、学習の基盤となる集団づくり等の取組みを充実させる。

④　学校全体として、教員一人ひとりの指導の充実を図るための校内研修等の工夫を図る。

(4)　市町村教育委員会

①　各学校の状況を把握し、提供された分析資料を参考に適切な指導・助言を行う。

②　市町村の状況に応じた教育の充実のため、施策を推進する。

(5)　大阪府教育委員会

①　出題する問題やアンケート項目及びその解説を通じて、今求められる学力や、その指導のポイント等について具体的に示す。

②　今後の取組みの参考となる分析資料を各児童、各学校、各市町村教育委員会へ提供する。

③　府全体の状況を把握し、課題に対応するための取組みを推進する。

2　問題及びアンケートの内容等

(1)　児童

①　対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部の第５学年、第６学年の全児童。

② 実施内容

ア 第５学年は、国語、算数、理科及び教科横断型問題、第６学年は、理科及び教科横断型問題とする。

・ 出題範囲は、「小学校学習指導要領（平成２９年告示）」に示された内容で、各学年とも原則として前学年までの学習内容

・ 教科問題については、当該学年までに定着すべき学習内容で、基礎的な知識及び技能とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を問う問題等

・ 教科横断型問題については、特定の教科の枠にとらわれず、複数の文書や資料から情報を読み取ったり、問いに対して判断の根拠や理由を明確にして自身の考えを表現したりする力を問う問題等

・ 出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式

イ 児童アンケート

児童自身の目標に向かって頑張る力、気もちをコントロールする力、人と関わる力、次の学びや生活にいかす力、好奇心等に関する内容や、学習状況、学級や授業等に関する意識等のアンケートを実施する。

その際、学校のPC・タブレット等の端末を活用し、オンラインによる回答方式にて実施する。なお、障がいのある児童等において配慮が必要な場合は、紙による回答方式を選択することができる。

(2) 教員

① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部の第５学年、第６学年の学級担任及び当該学年に関わる教員等。

② 実施内容

教員アンケート

教員自身の授業や指導、学校や学級の様子や取組み等に関するアンケートを学校PC・タブレット等の端末を活用したオンラインによる回答方式にて実施する。

3 問題及びアンケートの実施期間・場所・時間

(1) 実施期間

令和９年４月19日（月）～４月27日（火）とする。実施日は各学校が決定する。

(2) 実施場所及び時間

① 実施場所は、原則、各学校とする。

② 問題及び児童アンケートの時間は、以下のとおりとする。

ア　国語、算数、理科は、それぞれ20分とする。

イ　教科横断型問題は、40分とする。

ウ　児童アンケートは20分程度とするが、学校のPC・タブレット等の端末を活用したオンラインによる回答方式にて実施することをふまえ、各学校等の状況に応じて適切な時間を設定するものとする。

③　教員アンケートは、(1)に記載した実施期間のうち任意の時間に実施する。

4　問題・アンケートの作成及び実施並びにその後の取組みの実施体制

(1)　問題・アンケートの作成にあたっては、府内市町村教育委員会との協議をふまえ、読解力や情報活用能力などの育成に関する有識者、教育心理学・認知心理学などに関する有識者、大阪府教育センター、大阪府教育庁の代表者により構成された問題及びアンケート作成のワーキングチームにより協議のうえ作成する。

(2)　大阪府教育委員会は、問題・アンケートの実施に関わり、問題冊子等の作成・配送・回収、結果の採点・集計・分析、教育委員会・学校への結果の提供作業等を行う。

(3)　市町村教育委員会は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応する等の実施体制を整備する。

(4)　学校は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、適切に実施する。

(5)　結果の分析を受けて、大阪府教育委員会及び市町村教育委員会の代表者で、その後の必要な取組みを協議し、それぞれの立場から協力して取組みを進めていく。

※　大阪府教育委員会は問題・アンケートの作成及び実施にあたり、業務の一部を民間機関に委託する。

5　問題及びアンケート結果の取扱い

(1)　結果分析

①　問題の結果分析

ア　国語、算数、理科、教科横断型問題（以下、「各教科」という。）の状況（観点別正答率、通過率　等）

イ　各教科の設問ごとの状況（正答率、解答類型別児童の割合、通過率　等）

②　アンケートの結果分析

ア　児童アンケート及び教員アンケートの回答状況

イ　児童アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析

ウ　教員アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析

エ　教員アンケートの回答状況と児童アンケートの回答状況との相関関係の分析

③　その他、小学生すくすくウォッチの目的の達成に資する分析

なお、全国学力・学習状況調査結果を同様に分析した結果の提供も行う。

(2)　提供資料

①　児童

自身の結果とともに、強みや弱み、今後のアドバイスを記載した個人票

②　学校

ア　当該学校全体、学年ごと、学級ごとの状況を表すデータ

イ　各児童の状況を表すデータ

ウ　各児童に関する個人票データ

エ　各児童の結果を経年で比較し、学力の変化を表やグラフで示した個人票を作成できるシステム

オ　その他、小学生すくすくウォッチの目的の達成に資する結果データ

③　市町村教育委員会

ア　学校に提供したデータ

イ　当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況を表すデータ

ウ　当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況を表すデータ

エ　その他、小学生すくすくウォッチの目的の達成に資する結果データ

(3)　教育委員会及び学校による各教科及びアンケート結果の公表

各教科及びアンケート結果については、小学生すくすくウォッチの目的を達成するために、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことも重要であることを踏まえ、以下のとおりとする。

①　大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村の状況について公表する。

②　市町村教育委員会は、小学生すくすくウォッチの趣旨に基づき、域内の状況にかかる結果や取組みの説明に努める。

また、自らが設置管理する学校の結果については、それぞれの判断において公表することは可能とする。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③　学校は、保護者等に自校の結果について、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的を達成するために、公表することは可能とする。

(4)　各教科及びアンケート結果の取扱いに関する配慮事項

各教科及びアンケート結果については、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的を達成するため、適切に取り扱うものとすること。

各教科及びアンケート結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、児童等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないようにすること。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は以下のとおりとする。

① 公表にあたっては、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づき、教育上の効果や影響等を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと。

② 各教科及びアンケート結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均点などの数値のみの公表は行わず、各教科及びアンケート結果の分析を踏まえた取組みや、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた今後の方策を示すこと。

③ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした各教科及びアンケート結果について公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分協議すること。

なお、数値を一覧にした公表や数値により順位を付した公表などは行わないこと。

④ 大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する小学校が１校しかない町村にあっては、町ごと又は村ごと）の各教科及びアンケート結果については、大阪府情報公開条例第８条第１項第４号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。

また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

6　各教科及びアンケート結果の活用

各教科及びアンケートの結果から小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるにあたり、以下の取組みの推進に努めることとする。

(1) 教員は、個人票等を活用し、児童一人ひとりが小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを推進できるよう、児童、保護者等に説明し、その後の指導にいかすこと。

(2) 学校は、教員の指導の充実を図るための校内研修等を開催するなど、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、授業等の指導改善及び学習の基盤となる集団づくり等の取組みを進めること。

(3) 市町村教育委員会は、教員研修や学力向上担当者会等を開催するなど、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、教育施策および教育の改善を進めること。

(4) 大阪府教育委員会は、小学生すくすくウォッチの解説資料や事後の指導のための資料を提示するなど、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みの参考にできるものを具体的に示す等、学校、市町村教育委員会の支援策を進めること。

7　留意事項

(1) 各教科及びアンケートは、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。

(2) 市町村教育委員会及び学校においては、各教科及びアンケートの実施に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

(3) 市町村教育委員会及び学校においては、提供された各教科及びアンケート結果等につい

て、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。

(4)　大阪府教育委員会は、各教科の結果等を活用して、各児童が自身の学力の経年変化を、進学する府内公立中学校・支援学校でも引き続き見取ることができる個人票を作成するシステムを各学校に提供する。各学校においては設置者の判断により学校間で情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、個別の指導や支援につなげること。

(5)　個人情報の保護

①　大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、児童・教員の個人名等を取得しない方法を用いること。

②　市町村教育委員会及び学校は、実施に際して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(6)　教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。また、アンケートについては、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことができる。しかし、教科横断型問題については、その性格上、その実施のみをもって特定の教科等として教育課程上、位置づけることはできない。

(7)　障がいのある児童への配慮及び対応

障がいのある児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童の障がいの種類や程度に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(8)　日本語指導が必要な児童への配慮及び対応

日本語指導が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(9)　その他、支援が必要な児童への配慮

支援が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の状況に応じて、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。

(10)　実施マニュアルの作成・配付

具体的な実施方法等については、別途示す。